

総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 資源開発・燃料供給小委員会
液化石油ガス流通ワーキンググループ（第9回）議事要旨

日時：令和6年5月20日（月曜日）14時～16時

場所：経済産業省別館2階238各省共用会議室

出席者：

○委員：内山座長、郷野委員、山王丸委員、柴崎委員、高橋委員、中田委員、中野委員、吉田委員

○オブザーバー：嘉村様（エルピーガス振興センター）、村田様（全国LPガス協会）、
吉田様（日本LPガス協会）

○関係省庁：国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 金子課長補佐、住宅生産課 杉浦住宅
ストック活用・リフォーム推進官、国土交通省不動産・建設経済局参事官（不動産管理業）付 高
城課長補佐、不動産・建設経済局不動産業課 大矢課長補佐、消費者庁消費者政策課 大木政策企
画専門官、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課 上原課長補佐

○事務局：定光資源・燃料部長、日置燃料流通政策室長、佐々木燃料流通政策室長補佐

議事要旨

全国LPガス協会から資料3「取引の適正化、料金の透明化に関する制度改正への対応」、事務局から資料4「ガイドライン等の整備について」を説明後、委員、オブザーバー等からの主な意見は以下のとおり。

■商慣行見直しに向けた自主取組宣言

- ・このワーキンググループに参加している事業者の中にもまだ、自主取組宣言を出していない事業者がいる。方向性が決まっているにも関わらず、このままではこの制度改正がうまくいくのか疑問を持たざるを得ない。
- ・自主取組宣言をした事業者のホームページ画面を利用して、「この事業者はもう貸与をしない、うちは変わらず貸与する」という営業行為をかけられ、LPガスの供給契約を切り替えられた、という事例がある。自主取組宣言をした事業者が不利益を被らないように指導體制を検討してもらいたい。
⇒そのような事例があることは非常に残念。個別の具体的な情報を提供いただければ、制度改正の趣旨を説明するとともに、改善の要請を行っていききたい。
- ・自主取組宣言を出した事業者を全国LPガス協会のホームページ上で公表されることは、制度改正への理解や取組が進むものと期待している。地域別、規模別の分析なども盛り込まれると、より課題を洗い出して改善していけるのではないかと思う。
- ・自主取組宣言について、資源エネルギー庁のホームページで公表する予定はあるのか。
⇒資源エネルギー庁のホームページでの公表については、お墨付きを与えたと捉えられる可能性もあり、慎重に検討している。今後のワーキンググループの場でのモニタリング等、何かしらのかたちで公表はしていく予定。
- ・自主取組宣言を出した事業者について、業界誌等で定期的に公表していくのも一案。
- ・不動産業界版の適合宣言も検討してもらいたい。LPガスをめぐる問題について、消費者の関心が高まっていく中で、不動産関係者としても宣言を出すことにメリットがでてきていると思う。

■ガイドライン等について

- ・ガイドライン案のパブリックコメントについて、5月中に募集予定とのことだがガイドラインが公表されるのはいつ頃になるのか

- ⇒7月2日の改正省令の施行までにはパブリックコメントの回答とともに公表できるように作業を進める。
- ・実際に運用するとガイドライン等を参照しても問題のある行為なのか不明な事例も出てくると予想される。そういった場合、法令適用事前確認制度(ノーアクションレター制度)を活用することも一案として考えられる。
 - ・ガイドラインについて、通報フォームに寄せられた情報をもとに厳しめなラインで考え方や具体例を記載するといくということが良い。今後、判断事例を積み重ねながら、適宜例外を追加するようなかたちで修正していくというやり方で良いと思う。
 - ・最初から完璧なガイドラインを作ることは難しい。事例を重ねながら修正して運用していくということが必要になってくると考える。
 - ・集合住宅の入居者を救済するには三部料金制だけでは不十分。過大な営業行為の禁止を徹底し、紹介料、設備の貸与を全面禁止すれば、LPガスの料金に上乘せすることはできなくなる。

■執行体制の整備について

- ・中小企業の多くを監督しているのは地方自治体だが、今までの地方自治体の指導は保安を重視したものだ。そのため、流通面については動きが鈍いように感じる。資源エネルギー庁から地方自治体への指導をお願いしたい。
 - ・未だに過大な営業行為を続ける事業者や改正省令の施行以降も変わらず貸与を続けるという事業者がいる。こうした営業行為がなくなるように正常化を図ってほしい。
 - ・監視・執行体制整備について地方局・地方自治体の協力が必要不可欠。立ち入り検査マニュアルの策定や検査要領の教育・研修、検査要員の増員など体制強化はしっかりと行ってほしい。
⇒通報フォームに寄せられた情報や個別に寄せられた情報をもとに各社に事実確認を行っている。そのうえで、指摘を受けても是正が見られない場合、施行前であっても行政指導を行うことも検討している。その際、社名公表等断固とした措置を取ることも考えている。
 - ・パブリックコメントに寄せられた意見に対する回答や通報フォームに寄せられた情報への対応等をまとめて、Q&Aのような形でデータベース化して公開していくということが、今回の制度改正への理解を深めるために重要と考える。
 - ・今回の制度改正には幅広く、消費者、事業者、行政がかかわってきている。全ての関係者が制度改正への理解を深められるように、資源エネルギー庁の説明を動画撮影し、関係者がオンラインで視聴できるような体制も検討いただきたい。
 - ・消費者被害の原因について、無償貸与問題は議論が重ねられ制度改正に至った。しかし、極端な安値での売り込みとその後の一方的なLPガス料金の値上げ、公表料金と実際の料金との乖離といったLPガス料金の透明性の面では課題が残っていると考え
- ⇒今後の市場モニタリングの中で議論しながら、何ができるのか検討していく。

■関係省庁等との連携

- ・通報フォームに寄せられた情報が、国土交通省の対応につながっているのかが見えづらい。国土交通省自身が過剰な要求をしている不動産関係者を指導していくという動きを見せてほしい。
- ・通報フォームに寄せられた情報のうち、不動産関係者に対する通報について資源エネルギー庁から国土交通省へ情報共有がなされていると思うが、国土交通省としてそのような通報にどのように対応したのか。
- ・宅建業法上の重要事項にLPガス料金や設備費の説明を含めることを検討する必要があると、消費者委員会の委員から指摘があったと思うが、それについての対応状況はどうか。
- ・国土交通省でも本ワーキンググループと同じように制度改正について議論するワーキンググループを立ち上げることを検討いただきたいという意見が、過去のワーキンググループで出ていたが、引き続き検討いただきたい

い。

- ・公正取引委員会に対して、実態調査を何年もやっていない、今後速やかに行うべきではないのか、という意見が出ていたが、検討状況はどうか
- ・消費者への周知の具体策について、消費者庁での対応状況はどうか。

⇒【国土交通省】

- ・不動産業界に対しては消費者保護を目的とした制度改革について、周知を行ってきたところ。今後も継続的に周知していきたい。
- ・共有された不動産関係者に対する通報については、個別のヒアリングや制度改革の趣旨の説明など、資源エネルギー庁とともに具体的に検討。実際にヒアリング等の対応を行っており、重点的に対応していきたい。
- ・宅建業法上の重要事項説明については、LPガス事業者から不動産管理会社等にLPガス料金情報が提供されている割合が低いというアンケート調査の結果を踏まえると、今、宅建業者に法律上の義務を課すのは難しいと考えている。他方、消費者に対して必要な情報を提供することは不動産仲介業者にとって重要な役割と認識しており、適切に情報提供がなされるように通知を行ったところ。

⇒【消費者庁】

- ・消費者庁でLPガスに特化したチラシの作成を進めている。次期消費者基本計画についても、消費者委員の意見も踏まえてLPガスについても適切に検討していく。

⇒【公正取引委員会】

- ・実態調査の実施について、制度改革が実効性を伴って執行されれば取引実態も変わっていくものと考えられる。その中で、実態調査を行う必要があるとの要望があれば、関係省庁とも協力して検討していきたい。

以上